

北谷町地域公共交通活性化協議会の設立について

1 設置の目的

地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うため

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第5条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

【努力規定】

2 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

3 設置に必要な規約・規程

- (1) 北谷町地域公共交通活性化協議会規約
- (2) 北谷町地域公共交通活性化協議会会議運営規程
- (3) 北谷町地域公共交通活性化協議会事務局規程
- (4) 北谷町地域公共交通活性化協議会財務規程

4 設置に必要な手続き

第1回北谷町地域公共交通活性化協議会において「3 設置に必要な規約・規程」が承認されること。

第14回北谷町地域公共交通会議(2022.4.27開催)において、活性化協議会の設立を提案する。

法定協議会の設立に際しては、これまでの法定協議会を活用することはもちろんのこと、地域公共交通会議や既に設置している協議会・委員会などを活用することも可能です。この場合、構成員の選定が短時間で済むとともに、特に公共交通について詳細に議論している会議であれば、地域公共交通計画の作成に当たっても円滑な会議進行が可能と考えられます。

(地域公共交通計画等の作成と運用の手引きより)

5 今後のスケジュール(案)

令和4年4月27日 北谷町地域公共交通活性化協議会設立

令和4年5月～ 北谷町地域公共交通計画策定事業

北谷町地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）

	氏名	役職	規約第5条の規定	任期
1	なかまつ あきら 仲松 明	北谷町副町長	北谷町副町長	R4. 4. 27～R6. 3. 31
2	かみや だいすけ 神谷 大介	琉球大学工学部工学科 准教授	学識経験者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
3	のほら ひろくに 野原 広邦	内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課長	内閣府沖縄総合事務局運輸部長が指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
4	こたに かずふみ 小谷 和史	内閣府沖縄総合事務局 運輸部企画室長	内閣府沖縄総合事務局運輸部長が指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
5	おおしろ もとひで 大城 元秀	内閣府沖縄総合事務局 南部国道事務所副所長	道路管理者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
6	やまね ひろふみ 山根 博文	沖縄県中部土木事務所 技術総括	道路管理者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
7	ひが さとる 比嘉 暁	沖縄県沖縄警察署 交通対策課長	北谷町を管轄する警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
8	なかやま よしお 名嘉山 敬雄	沖縄バス株式会社 運輸部業務課長	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
9	おおおか じゅんじ 大岡 純士	株式会社琉球バス交通 業務課主任	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
10	あがりえ かずなり 東江 一成	沖東交通事業協同組合 代表理事	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
11	けいだ よしはる 慶田 佳春	一般社団法人沖縄県バス協会 専務理事	一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
12	きやん さとる 喜屋武 悟	私鉄沖縄県労働組合連合会 執行委員長	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
13	つばこ おさむ 津波古 修	一般社団法人沖縄県ハイヤー・ タクシー協会 事務局長	一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	R4. 4. 27～R6. 3. 31
14	たまき きはつ 玉城 清松	北谷町老人クラブ連合会 会長	北谷町民又は利用者の代表	R4. 4. 27～R6. 3. 31
15	なかそね ひとし 仲宗根 仁志	北谷町自治会長連絡協議会 会長	北谷町民又は利用者の代表	R4. 4. 27～R6. 3. 31
16	こめす よしあき 米須 義明	北谷町商工会 会長	北谷町民又は利用者の代表	R4. 4. 27～R6. 3. 31
17	やびく さとみ 屋比久 里美	北谷町観光協会 会長	北谷町民又は利用者の代表	R4. 4. 27～R6. 3. 31
18	とくだ つたえ 徳田 伝	北谷町北前区自治会長	北谷町民又は利用者の代表	R4. 4. 27～R6. 3. 31
19	おかむら えつこ 岡村 悦子	北谷町美浜区自治会長	北谷町民又は利用者の代表	R4. 4. 27～R6. 3. 31

北谷町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 北谷町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を北谷町字桑江226番地北谷町役場内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員をもって組織する。

（協議会の委員）

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 北谷町副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 北谷町を管轄する警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (10) 北谷町民又は利用者の代表
- (11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第6条 会長は、北谷町副町長とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない事由のため交通会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出て、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面等による会議)

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、会議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における会議についてこれを準用する。この場合において、前条第2項中「出席」を「書面等により意思表示」に読み替える。

(関係者の出席)

第10条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北谷町企画財政課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第16条 協議会に監査委員を1名置き、会長が別に定める。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第18条 委員は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年北谷町条例第17号）に準じて支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、協議会設立と同時に委員となった者の任期は、令和6年3月31日までとする。

北谷町地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、北谷町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第5項の規定に基づき、北谷町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（公開又は非公開の決定）

第3条 前条ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（会議録の作成等）

第4条 議長は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- （1） 開催日時及び場所
- （2） 会議の公開（非公開・一部公開）とその理由
- （3） 出席した委員
- （4） 議題及び議事の要旨
- （5） その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録の公開）

第5条 会議録及び会議資料は、公開する。ただし、第2条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、この限りではない。

2 会議録及び会議資料の公開方法は、町ホームページによる公表又は協議会の事務局における閲覧によるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は傍聴することができる。

2 傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（傍聴者の定員）

第7条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案して、円滑な審議ができる範囲とする。

2 傍聴を希望する者が、前項に規定する範囲を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

（傍聴の申し出）

第8条 傍聴を希望する者は、会議の当日、傍聴申出書に住所及び氏名を記入のうえ

申し出なければならない。

(会議場に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章又は襷の着用その他示威行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 会議が非公開とされた場合には、退出すること。
- (7) 許可なく、撮影、録音、携帯電話の使用をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第11条 傍聴人は、会議に同席している町職員の指示に従わなくてはならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

北谷町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、北谷町地域公共交通活性化協議会規約第14条第3項の規定に基づき、北谷町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関すること。
- （2） 協議会の資料作成に関すること。
- （3） 協議会の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。

- 2 事務局長は、北谷町企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、北谷町企画財政課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 協議会の会長は、次に掲げる事項を事務局長に専決させることができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、北谷町において定められている文書の取扱いの例による。

- 2 文書には、記号、会計年度に相当する数字及び番号をつけなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。
- 3 記号は、「北地公」とする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、北谷町において定められている公印の取扱いの例による。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法（ミリメートル）	用途	個数	管理者
北谷町地域公共交通活性化協議会会長之印	北谷町地域公共交通活性化協議会会長之印	れい書	方21	会長 名 発 文 書	1	事務局 長

北谷町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、北谷町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、北谷町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、補助金、負担金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に協議会に諮るものとする。ただし、年度開始前に協議会を開催できない場合にあっては、会長は、協議会の承認を得るまでの間、前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

3 前項ただし書きの規定により暫定予算を執行した場合における収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。ただし、協議会を招集する時間的余裕がないときは、専決することができる。

2 会長は、前項の規定により予算の補正を専決した時は、これを協議会に報告するものとする。

（予算区分）

第4条 歳入予算の項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、北谷町の例によるものとする。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、北谷町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、規約第12条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に協議会に」とあるのは、「第1回の協議会に」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の項及び目の区分

項	目
1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の項及び目の区分

項	目
1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 報酬
	2 旅費
	3 委託費
3 予備費	1 予備費

令和4年度 北谷町地域公共交通活性化協議会 予算書（案）

歳入合計	5,690,000円
歳出合計	5,690,000円
差引残額	0円

【歳入の部】

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 負担金	1,000	0	1,000	
1 負担金	1,000	0	1,000	費目存置
2 補助金	5,687,000	0	5,687,000	
1 補助金	5,687,000	0	5,687,000	北谷町4,272,500円 国庫補助1,414,500円
3 繰越金	1,000	0	1,000	
1 繰越金	1,000	0	1,000	費目存置
4 諸収入	1,000	0	1,000	
1 諸収入	1,000	0	1,000	費目存置
合計	5,690,000	0	5,690,000	

【歳出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 事務費	30,000	0	30,000	
1 事務費	30,000	0	30,000	協議会印鑑代、郵便料
2 事業費	5,657,000	0	5,657,000	
1 報酬	474,000	0	474,000	7,000円×1人×6回 4,000円×18人×6回
2 旅費	101,000	0	101,000	
3 委託費	5,082,000	0	5,082,000	地域公共交通計画策定業務
3 予備費	3,000	0	3,000	
1 予備費	3,000	0	3,000	
合計	5,690,000	0	5,690,000	